規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表東京都の項中「三宅村神着二四〇」を「東京法務局三宅島出張所」に、「八丈町大賀郷二二六三」を「東京法務局八丈島出張所」に、「新島村本村三の二の一」を「東京法務局新島出張所」に、「三級地」を「大島町元町字家の上四四五の九」を「東京法務局大島出張所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―一一―五

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を次のように改正する。

第三条中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。第九条において同じ。）」を削る。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「並びに前条第一項第三号及び第四号」を「、第九条並びに前条第一項第三号」に改め、「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事院の定める者に該当する場合における当該職員を除く。第九条において同じ。）」を削り、「第九条中」を「第十条中」に、「前条第二項」を「第十一条第一項から第三項まで及び第五項中「第九条又は前条の」とあるのは「前条の」と、同条第一項中「ならない。この場合において、第九条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「第九条又は前条に」とあるのは「同条に」と、前条第一項及び第二項中「第九条又は第十条」とあるのは「第十条」と、同項」に改め、「第二号」と」の下に、「これら」とあるのは「同条」と」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第九条の」を「第九条又は第十条の」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「第九条」を「第九条又は第十条」に、「同条」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「、第九条の規定による請求にあっては三歳に、第十条の規定による請求にあっては」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「前条」を「第九条又は前条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第十条第二項及び第三項中「前条」及び「同条」を「第九条又は前条」に改め、同条第五項中「前条」を「第九条又は前条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出しを削り、同条中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）」を削り、同条を第十条とする。

第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

（育児を行う職員の超過勤務の制限）

第九条　各省各庁の長は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の規則一〇―一一第三条の規定による請求、同規則第九条の規定による請求又は施行日以後の日を超過勤務制限開始日とする同規則第十条の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則第四条第一項又は第十一条第一項の規定の例により、これらの請求を行うことができる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

3　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の項中「第十二条」を「第十三条」に、「又は第九条（これらの規定を」を「（第十三条において準用する場合を含む。）、第九条又は第十条（」に、「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に、「第十条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十条第五項又は第十一条第四項」を「第十一条第五項又は第十二条第四項」に改める。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一四―二六

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十一号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話」を、「五日」の下に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）」を加え、同項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　勤務時間法第二十条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事院が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

第二十二条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に使用された改正前の規則一五―一四第二十二条第一項第十一号の休暇については、改正後の規則一五―一四第二十二条第一項第十一号の休暇として使用されたものとみなす。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十五日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一五―一五―八

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第七号」を「、第五号及び第八号」に改め、同項第四号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院の定めるその子の世話」を加え、「第七号において」を「以下」に改め、「五日」の下に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。